

「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（令和8年厚生労働省告示第71号）」

【歯科技工所ベースアップ支援料の抜粋】

七 歯科技工所ベースアップ支援料の施設基準

- (1) 歯科技工士が所属する歯科技工所に補綴物等の製作等の委託を行っている保険医療機関であること。
- (2) 歯科技工所に所属する歯科技工士の賃金の改善について十分に支援していること。